

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 3 月 31 日

瀬戸市公平委員会

委員長 日高正行

瀬戸市公平委員会規則第 1 号

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

瀬戸市管理職員等の範囲を定める規則（昭和 41 年瀬戸市公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の事務部局及びその所管に属する教育機関の部中学校の項の次に次のように加える。

特別支援学校	校長	教頭	部主事
--------	----	----	-----

別表選挙管理委員会の事務部局の項中、「書記長 書記長補佐」を「参事 書記長 書記長補佐」に改め、同表備考中「「公所長」とは、」の右に「同規則第 46 条第 1 項に規定する保育所の園長及び」を加える。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。